

# 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

知事は、障害福祉分野の人材確保という喫緊の課題に対応するため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げを行う県内の障害福祉サービス事業所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

この要綱において「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」とは、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知。以下、「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業をいう。

## 第3 補助対象及び補助額

別表1のとおりとする。

## 第4 交付の申請

### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 総括表（様式第2号）
- ウ 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 個表（様式第3号）
- エ 職場環境等要件チェックシート（様式第4号）
- オ その他別に定める書類

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

## 第6 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができること。
- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、申請者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、申請者はこれに従わなければならないこと。
- (3) 申請者は、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 申請者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければ

ならないこと。

- (5) 申請者は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。

## 第7 交付の取下げ

申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

## 第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更に係る届出書（障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業）（様式第6号）
- ウ その他別に定める書類

## 第9 実績報告

### (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実績報告書（様式第8号）
- ウ 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（事業所別個表）（様式第9号）
- エ 特別な事情に係る届出書（様式第10号） ※該当のある法人のみ
- オ その他別に定める書類

### (2) 提出期限

ア 令和8年5月31日までに交付の決定を受けた分

令和8年7月31日（ただし、第6の(4)により補助金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は令和8年7月31日のいずれか早い日）

イ 令和8年6月1日以降に交付の決定を受けた分

令和8年10月16日（ただし、第6の(4)により補助金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は令和8年10月16日のいずれか早い日）

## 第10 交付額の確定等

知事は、事業完了又は廃止に係る補助金事業の成果の報告を受けた場合においては、第9の実績報告書等の書類の審査等の結果、その報告に係る補助金事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

## 第11 補助金の交付

知事は、第5で決定した額を概算で交付するものとする。

## 第12　返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

## 第13　その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年度分及び令和8年度分の補助金に適用する。

別表1（第3関係）

対象事業	対象経費	交付額	交付率
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業	障害福祉従事者処遇改善に充てられた経費	次により算出された額（1円未満の端数切り捨て） 基準月（原則として、令和7年12月とする。）の障害福祉サービス等総報酬（基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。ただし、対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。）にサービス別交付率（別表2及び別表3）を乗じた額。 障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含める。	10/10

別表2（福祉・介護職員等処遇改善加算の対象サービス）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%	就労継続支援A型	11.4%
重度訪問介護	20.3%	就労継続支援B型	11.4%
同行援護	20.3%	就労定着支援	11.4%
行動援護	20.3%	自立生活援助	11.4%
重度障害者等包括支援	20.3%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
生活介護	11.1%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
施設入所支援	22.2%	共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
短期入所	22.2%	児童発達支援	18.5%
療養介護	22.2%	医療型児童発達支援	18.5%
自立訓練（機能訓練）	23.0%	放課後等デイサービス	18.5%
自立訓練（生活訓練）	23.0%	居宅訪問型児童発達支援	18.5%
宿泊型自立訓練	23.0%	保育所等訪問支援	18.5%
就労選択支援	11.4%	福祉型障害児入所施設	80.8%
就労移行支援	11.4%	医療型障害児入所施設	80.8%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

別表3（福祉・介護職員等処遇改善加算の対象外サービス）

サービス区分	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%